1. 業務概要

(1)業務目的

し尿処理施設から排出される放流水等の分析を行い、施設の運転管理が適正に実施されている 事を確認するために、実施する。

(2)委託業務名

令和7年度し尿処理施設排出水、ばい煙、焼却灰等測定及び作業環境測定業務

(3)場 所

鳴門市撫養町木津

(4) 履行期間

契約日の翌日から令和8年3月25日まで

(5) 採取時期

市の指定する日

(6)業務内容等

本業務の内容及び範囲は、仕様書によるものとする。

(7) 関係法令等の遵守

本業務遂行にあたっては、関係する法令、規則等を遵守すること。

2. 雑則等

(1) 適用範囲

本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるもので、資料収集及び現地調査等の内容は十分かつ必要な内容とし、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために必要な調査、協議、又は調査実施の上で当然必要と思われるものについては、原則として業務受注者(以下「受注者」という。)の責任において実施するものとする。

ただし、鳴門市及び受注者とも事前に予知できない事項、多額の出費を伴うような調査等については、鳴門市と協議のうえ決定するものとする。

(2)疑義

受注者は本仕様書に不備や疑義が生じた場合は、鳴門市と十分協議のうえ、遺漏のないよう業務を行うものとする。

(3)調査及び試験方法

調査に使用する機器及び試験方法は、それぞれ信頼度の高い機器及び方法とし、日本産業規格 (JIS) 及び公定な規格、方法が定められている場合は、それらに従うものとする。

(4) 検 査

本業務は、鳴門市の検査合格をもって完了とする。

3. 業務範囲

本仕様書で定める業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 必要な資料収集
- (2) 現地調査,分析
- (3)報告書の作成(A4版 2部)

4. 提出書類

本仕様書に基づき鳴門市の指定する期日までに、次に示す書類を提出するものとする。

- (1)業務計画書
- 1 部
- (2)業務工程表(概要) 1 部

5. 法令等の遵守

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 環境基本法
- (3) 大気汚染防止法
- (4) 水質汚濁防止法
- (5) 土壤汚染対策法
- (6) ダイオキシン類対策特別措置法
- (7) 日本産業規格(JIS)
- (8) その他関係法令、条例及び規則等

6. 業務管理

受注者は本業務実施に際して、次の事項を遵守すること。

(1) 労働災害の防止

現地調査中の危険防止対策を十分に行い、労働災害の発生がないよう努めること。

(2) 現地管理

現地調査の時期、地点及び調査機器の設置などについては、事前に計画書を提出し鳴門市と協 議の上、実施すること。

また、公有地又は私有地への立ち入り、現地調査のための植物伐採、さく等の除去、土地又は 工作物等の一時使用を要するときは、あらかじめ鳴門市と協議を行い業務が円滑に進捗するよう 努めること。

(3) 復 旧

資料及び既存建物等の汚染防止に努め、万一紛失、損傷、汚染等が生じた場合は、受注者の責 任において復旧すること。

7. 資料の貸し出し

- (1) 本業務実施のために必要な図面類、関係資料等は受注者の希望があれば、鳴門市が受注者に貸与 するものとする。
- (2)受注者は資料等の貸与を受ける場合は、そのリスト等を作成し、鳴門市の承認を受けることとす る。また、貸与された資料は業務完了時までに全て返却すること。

8. 報告

業務実施期間中、受注者は鳴門市から業務進捗状況の報告を求められた時は、速やかに報告するも のとする。

9. 業務内容

(1) 分析項目及び分析方法

本業務で行う分析項目及び分析方法を別表 1~2のとおりとする。

(2) 測定分析回数

試料の 区分	地	点	数	項	目	回 数 (年)	検体数
				○排水基準等項目(8項目)			
				水素イオン濃度 pH	水素イオン濃度 pH		
	1			生物化学的酸素要求量 BOD		12	12
				化学的酸素要求量	12	12	
放流水				浮遊物質 SS	12	12	
				大腸菌数	12	12	
				燐含有量 T−P		12	12
				窒素含有量T-N		12	12
				アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物		1	1
				○その他の項目			
				塩化物イオン Cl		12	12
				排ガス量	1 検体/回		2
				ばいじん	1 検体/回		2
ば				Sox	1 検体/回	2	2
い 煙	1		NOx	1 検体/回		2	
煙				HC1	1 検体/回	_	2
				水銀(ガス状+粒子状)	1 検体/回		2
			ダイオキシン類(O ₂ ,C	1	1		
	1			熱灼減量		2	2
焼 却 灰				ダイオキシン類		1	1
灰				水分率		2	2
				大型不燃物量 10mm		2	2
悔	1			砒素		1	1
却灰				カドミウム		1	1
焼却灰有害物質含有量				水銀		1	1
析物質				ニッケル		1	1
含 有				クロム	1	1	
量				 鉛		1	1
				○焼却炉室			
作				A 測点 7 地点	2	14	
作業環境測定	粉じん量測定		加定	B測点 1地点		2	2
	切しん里側疋	刘仁	○ホッパー室				
	1			A 測点 5 地点		2	10
				B 測点 1 地点		2	2

試料の 区分	地	点	数	項目	回 数 (年)	検体数
				アルキル水銀化合物		
				水銀又はその化合物		
				カドミウム又はその化合物		
				鉛又はその化合物		
				有機燐化合物		
焼却灰分析 (埋立基準)				六価クロム化合物		
				ヒ素又はその化合物		
				シアン化合物		
				PCB		
				チラウム		
				シマジン		
				チオベンカルブ		
		1		セレン及びその化合物	1	1
埋立基				ジクロロメタン		
				四塩化炭素		
準				1,2-ジクロロエタン		
				1,1-ジクロロエチレン		
				シス-1,2-ジクロロエチレン	1	
				1,1,1-トリクロロエタン		
				1,1,2-トリクロロエタン]	
				トリクロロエチレン		
				テトラクロロエチレン		
				1,3-ジクロロプロペン		
				ベンゼン		
				1,4-ジオキサン		

(3) 採取位置

鳴門市し尿処理場内の指定場所

(4) 分析結果報告書

次の事項についてまとめた報告書を作成し、提出すること。

- ① 分析結果
- ② 定量下限
- ③ 評価及び考察事項
- ④ 各測定試料のサンプリング方法及び分析方法
- ⑤ 各測定試料のサンプリング状況写真
- ⑥ その他必要なもの (PRTR 報告用計算書等)

別表 1 排水環境基準等項目及び分析方法

項目		分析方法
○排水基準等項目(8項目)		昭和 49 年 9 月環境庁告示第6 4 号で定
水素イオン濃度	рН	められた分析方法とする。
生物化学的酸素要求量	BOD	
化学的酸素要求量	COD	
浮遊物質	SS	
大腸菌数		
燐含有量	T-P	
窒素含有量	T-N	
アンモニア、アンモニウム化合物		
亜硝酸化合物及び硝酸化合物		
○その他の項目(1項目)		
塩化物イオン	Cl-	JIS K 0102 35.1

別表 2 ばい煙量等測定項目及び分析方法

項目		分析方法
○ばい煙量等(5項目)		
ダスト濃度		JIS Z 8808
硫黄酸化物	SOx	JIS Z 0103
窒素酸化物	NOx	JIS Z 0104
塩化水素	HCl	JIS Z 0107
水銀(ガス状+粒子状)		平成 28 年 9 月環境省告示第 94 号
排ガスダイオキシン類		JIS Z 0311
○その他の項目(4項目)		
焼却灰ダイオキシン類		平成 4 年 7 月厚生省告示第 192 号
焼却灰熱灼減量		昭和 52 年 11 月厚生省通知環整 95 号
焼却灰水分率		
焼却灰の大型不燃物量(10mm)		